

最新！人事労務トピックス 2026年5月号

収録日：2026年4月23日



今回取り上げるのは…

退職代行

退職代行とは？

労働者に代わり、その勤務先に対し退職の意思表示や手続を行うこと

主な運営主体

- 弁護士や弁護士法人
- 労働組合

※労働組合法上の労働組合であり、労働者が加入するもの

- 民間の退職代行サービス

※民間の退職代行サービスは、使用者としての役割に限られる！

- 代理人：意思決定権を持ち、本人に代わり行為をする者
- 使用者：意思決定権を持たず、本人の意思をそのまま伝達する者

弁護士法第72条で禁止されている、非弁行為とは？

弁護士ではない者・法人が、**報酬を目的に**

- ✓ 他人のために、法律の手続きや交渉を第三者に依頼すること
- ✓ 他人の債権を譲り受けて、それを回収すること
- ✓ 弁護士と名乗ったり、弁護士だと誤解させる表示をしたりすること
- ✓ 法律相談に乗ること

※違反すると、2年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金が課せられる

退職代行における弁護士法第72条の影響は？

※民間の退職代行サービスは、使用者としての役割に限られる！



退職において想定される以下のような行為を行うことができない

- ✓ 退職日の交渉・調整
- ✓ 契約期間の満了前の解約
- ✓ 年次有給休暇消化の交渉
- ✓ 未払賃金の請求
- ✓ ハラスメントの慰謝料・損害賠償請求

民間企業による退職代行に遭遇したら？ -①

労働者の退職・労働契約解約や有給消化の意思を伝えられたらどうする？



- 会社から直接本人に連絡し確認する
- 労働者が退職意思の伝達を依頼していると分かる情報を提供してもらうよう依頼する

必要な理由

- ・ 弁護士もしくは労働組合でない限り退職に関する交渉はできないほか、本当に労働者本人に退職意思があるか断定できないため
- ・ 労働者本人が後日「そんな合意はしていない」と言い出し揉める可能性もあるため

民間企業による退職代行に遭遇したら？ -②

非弁行為に該当する交渉や請求があったらどうする？



- 「非弁行為にあたり、そちらに交渉権はないため対応しない。社員本人から連絡してほしい」と伝える

必要な理由

- 会社が非弁行為に巻き込まれることで罰は受けないものの、訴訟に発展した場合に交渉の主体（退職代行業者）自体が適法でないことが争点化され、紛争が長期化する可能性があるため
- 退職代行が金銭の「支払先口座」を指定してきた場合、対応した結果金銭が本人に渡らず途中でトラブルになる可能性があるため

弁護士法第72条（ e-Gov 法令検索）

<https://laws.e-gov.go.jp/law/324AC1000000205>



アタックス・ヒューマン・コンサルティングでは、無料相談を受け付けています。
内容に関するご質問等は、コーポレートサイトよりいつでもお問い合わせください。

URL : <https://www.attax.co.jp/human/>